

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

188
イヤヤー泣き寝入り

平成27年7月1日より、消費生活相談窓口等を案内する「消費者ホットライン」は、3桁の電話番号188番での案内を開始します。

「消費者ホットライン」



現在は ☎0570-0641370 (ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよみんなを) で案内をしています。7月1日より「局番なし188番」での案内を開始します。
※ ☎0570-0641370 も引き続き利用できます。

「消費者ホットライン」のご利用について

消費者ホットラインは、お住まいの地域の市区町村の消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内いたします。
利用料金は、相談窓口にながった時点からの通話料金を御負担いただきます。
※電話番号及び受付時間の案内ガイダンスについては、電話料金は掛かりません。

「消費生活センター」や「消費生活相談窓口」で受け付けられる相談

- ・悪質商法による被害、訪問販売・通信販売等による事業者とのトラブル
- ・産地の偽装、虚偽の広告など不適切な表示に関する事業者とのトラブル
- ・安全性を欠く製品やエステティックサービスによる身体への被害等

※相談情報は、個々の問題の解決にとどまらず、社会全体の課題の解決につなげるため、全国的なデータベース(全国消費生活情報ネットワーク・システム: PIONEER)に集約され、個人が特定されないようにした上で、消費者の皆さんへの注意喚起、違法・不当

な事業者に対する処分や差止請求訴訟の提起に役立てられています。
(消費者庁 NewsRelease より抜粋)



【事例1】

大手電話会社の関連事業者と思い、プロバイダ契約の内容(料金コース等)変更の手続きを遠隔操作でしてもらったが、実は無関係の事業者で、プロバイダ自体が変更されてしまったとわかった。解約を申し出たら、違約金を請求された。

【事例2】

電話勧誘時に、「電話ではよくわからないので書面を送って欲しい」と言う。「それはできない」と言われた。契約後に書面が届いたが、勧誘時の説明と契約内容が違う。

【事例3】

通信料が安くなると言われて遠隔操作でプロバイダ契約を変更したが、電話の後で確認すると、言われたとおり安くないことがわかった。

【事例4】

電話でプロバイダ変更を勧誘され、いろいろなことを電話で一気に言われ、よくわからないまま遠隔操作で変更してしまった。

■ アドバイス ■

- ・契約前に書面の交付を求め、契約内容を完全に理解しないまま電話口で承諾しないようにしよう。
- ・契約先を必ず確認しよう。
- ・サービス内容を確認し、現在の利用料よりも何がいくら安くなるのかをしっかりと確認しよう。
- ・従前のプロバイダ契約の解約によるデメリット等も理解し、新たな契約の必要がなければ、きっぱりと断りましょう。
- ・トラブルになった場合は、消費生活センターに相談しましょう。

(国民生活センター報道発表資料より抜粋)

食の安心安全研修

食生活改善推進協議会の協力で、美浦の特産品を使ったランチを教えてください。

消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター(消費生活相談全般) ☎885-7141(直通)
月・水・木・金 午前9時~正午、午後1時~4時
(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)
※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。
- ◇消費者ホットライン(全国共通) ☎0570-0641370
- ◇県警悪質商法110番(訪問販売や悪質業者に絡む各種相談)
午前8時30分~午後5時15分 ☎029-301-7379



- ◇メニュー バエリア等
- ◇開催日時 8月18日(火)午前10時~午後1時
- ◇場所 保健センター
- ◇参加費 500円
- ◇募集人数 16名
- ◇持ち物 エプロン、三角巾
- ◇申込方法 8月4日(火)までに村消費生活センターにお申込みください。